

(趣旨)

第1 県は、人口減少や高齢化の著しい農山漁村の活性化と東日本大震災からの復興を図るため、新しい人の流れを作る都市と農山漁村の交流活動に要する経費について、都市と農山漁村の交流に取り組む実践組織等に対して補助するものとし、予算の範囲内においてみやぎ農山漁村交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において「活動拠点」とは、法人にあつては登記上の所在地、任意組織にあつては規約等で定める代表者の住所をいう。
- 2 この要綱において「学校」とは、学校教育法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。
- 3 この要綱において「団体」とは、学校が行う教育の一環として活動する団体及び子ども会等が行う社会教育の一環として活動を行う団体をいう。
- 4 この要綱において「農林漁業体験民宿」とは、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に定める営業形態のものをいう。
- 5 この要綱において「農家等民泊」とは、「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針について（平成15年12月9日付けむら推第203号宮城県産業経済部長通知）」に第2項に定めるものをいう。
- 6 この要綱において「旅行会社等」とは、「旅行業法」第3条に定める旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。
- 7 この要綱において「津波被災市町」とは、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町とする。
- 8 この要綱において「復興の手伝い」とは、津波被災市町で行う活動で、農山漁村の復興及び地域の活性化に資するための活動や被災地域での防災・減災を学ぶ活動であることとし、景観再生（植林活動、農山漁村交流施設等での花苗等の植栽、清掃等）、体験活動拠点整備（農山漁村交流施設等での体験農場の整備等）、防災・減災学習活動（震災復興の取組状況の見学等）とする。

(交付対象組織)

- 第3 この補助金の交付対象となる事業実施主体は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 農林漁業体験を提供していること。
 - (2) 組織の活動拠点が県内にあること。
 - (3) 県税の未納がないこと。
 - (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- 2 ただし、知事が認めた場合は、旅行会社等が申請手続きを行なうことができるものとする。

(補助金の構成)

第4 この補助金は、次に掲げるものにより構成される。

- (1) 農山漁村絆づくり
- (2) 子ども体験交流促進
- (3) 地域サポーターづくり
- (4) 地域グリーン・ツーリズムPR
- (5) 農林漁業体験民宿開業支援

(交付対象経費等)

第5 この補助金の交付対象となる内容、経費、補助率及び補助限度額は別表1、2のとおりとする。ただし、交付対象経費に、本事業以外の国又は県の補助金を利用する場合は、本補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請は様式第1号によるものとし、知事が定める期日までに提出するものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 実施計画書(別紙)
- (2) 納税証明書(すべての県税)

(交付の決定)

第7 知事は、補助金の交付決定に当たっては、事業内容を書面により審査するものとする。

(交付の条件)

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は中止する場合には、様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

イ 補助金額の20%以内の減の変更があつた場合

ロ 体験活動を実施する当日の天候不良等によりやむを得ず活動内容の変更があつた場合

ハ 経費の配分の変更のうち事業区分の30%以内の経費の増減があつた場合。ただし、第4条に掲げる事業区分のうち、(1)農山漁村絆づくりと、その他の区分(2)から(5)との間による経費の流用はできない。

(2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項及び2項の規定による補助事業実績報告書は、様式第3号により、交付のあつた年度の2月末まで報告するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次の

とおりとする。

- (1) 実施報告書（別紙）
- (2) 団体による教育旅行等の内容がわかる企画書または利用申込書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときには、規則第15条ただし書きの規定により概算払ができるものとし、その請求は様式第4号によるものとする。

（書類の提出先）

第11 この要綱により、知事に提出する書類の提出部数は1部とし、宮城県農政部農山漁村なりわい課に提出するものとする。

（その他）

第12 この要綱に定めのない事項については、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月30日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成31年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 農山漁村絆づくり事業補助金交付要綱を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成32年度までの各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表 1

事業区分	内 容	補助率及び補助限度額等
(1) 農山漁村絆づくり	<p>①事業実施主体が団体を東日本大震災による県内津波被災市町内で、農家等民泊又は農林漁業体験民宿に宿泊させ、復興の手伝いの提供を行うもの。ただし、農林漁業体験民宿を利用した場合は農林漁業への体験活動の提供を行うもの。</p> <p>②事業実施主体が団体を県内津波被災市町内で、体験活動及び復興の手伝いの提供を行うもの。</p>	<p>対象経費の2分の1以内</p> <p>①農家等民泊又は農林漁業体験民宿に宿泊する場合 (上限 3,000 円/人・泊)</p> <p>②農家等民泊又は農林漁業体験民宿に宿泊しない場合 (上限 2,000 円/人・日)</p> <p>事業実施主体は、利用料金から補助額を差し引いた料金を徴収するものとする。</p>
(2) 子ども体験交流促進	<p>事業実施主体が団体を宿泊施設又は農家等民泊施設に宿泊させるもの。ただし、宿泊施設を利用した場合は農林漁業への体験活動の提供を行うもの。</p>	<p>対象経費の3分の1以内 (上限 2,000 円/人・泊)</p> <p>事業実施主体は、利用料金から補助額を差し引いた料金を徴収するものとする。</p>
(3) 地域サポーターづくり	<p>事業実施主体が希望する者を農林漁業体験民宿又は農家等民泊施設に宿泊させるもの。ただし、農林漁業体験民宿を利用した場合は農林漁業への体験活動の提供を行うもの。</p>	<p>対象経費の3分の1以内 (上限 2,000 円/人・泊)</p> <p>事業実施主体は、利用料金から補助額を差し引いた料金を徴収するものとする。</p>
(4) 地域グリーン・ツーリズムPR	<p>(1), (2), (3) の事業を実施する場合の事業推進に必要なPR経費や手数料の一部補助を行うもの。</p>	<p>(1), (2), (3) の補助額合計の20%以内</p>
(5) 農林漁業体験民宿開業支援	<p>研修会、先進地視察等の実施により、農林漁業体験民宿の開業を支援するもの。</p>	<p>定 額 (上限 500 千円)</p>

※ ひとつの団体において複数の事業実施主体で受入れを行った場合も一人当たりの補助限度額は上記のとおりであり、事業実施主体は当該限度額を超えないよう調整してそれぞれ交付申請を行うものとする。

別表 2

事業区分	補助対象経費
(1) 農山漁村絆づくり	・農林漁業体験民宿への宿泊費又は農家等民泊の体験料金 ・農林漁業体験活動経費及び復興の手伝いに係る経費
(2) 子ども体験交流促進	・宿泊施設への宿泊費又は農家等民泊の体験料金 ・農林漁業体験活動経費
(3) 地域サポーターづくり	・農林漁業体験民宿への宿泊費又は農家等民泊の体験料金 ・農林漁業体験活動経費
(4) 地域グリーン・ツーリズムPR	手数料（実施主体，旅行会社），PR経費等（旅費，宿泊費，印刷製本費，資料購入費，資料作成費，通信運搬費及び会場借上費）
(5) 農林漁業体験民宿開業支援	報償費，旅費，研修旅行費，会場借上費，バス借上費及び民宿申請書類作成等経費